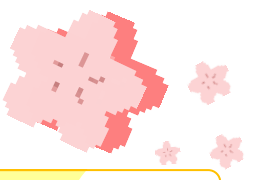
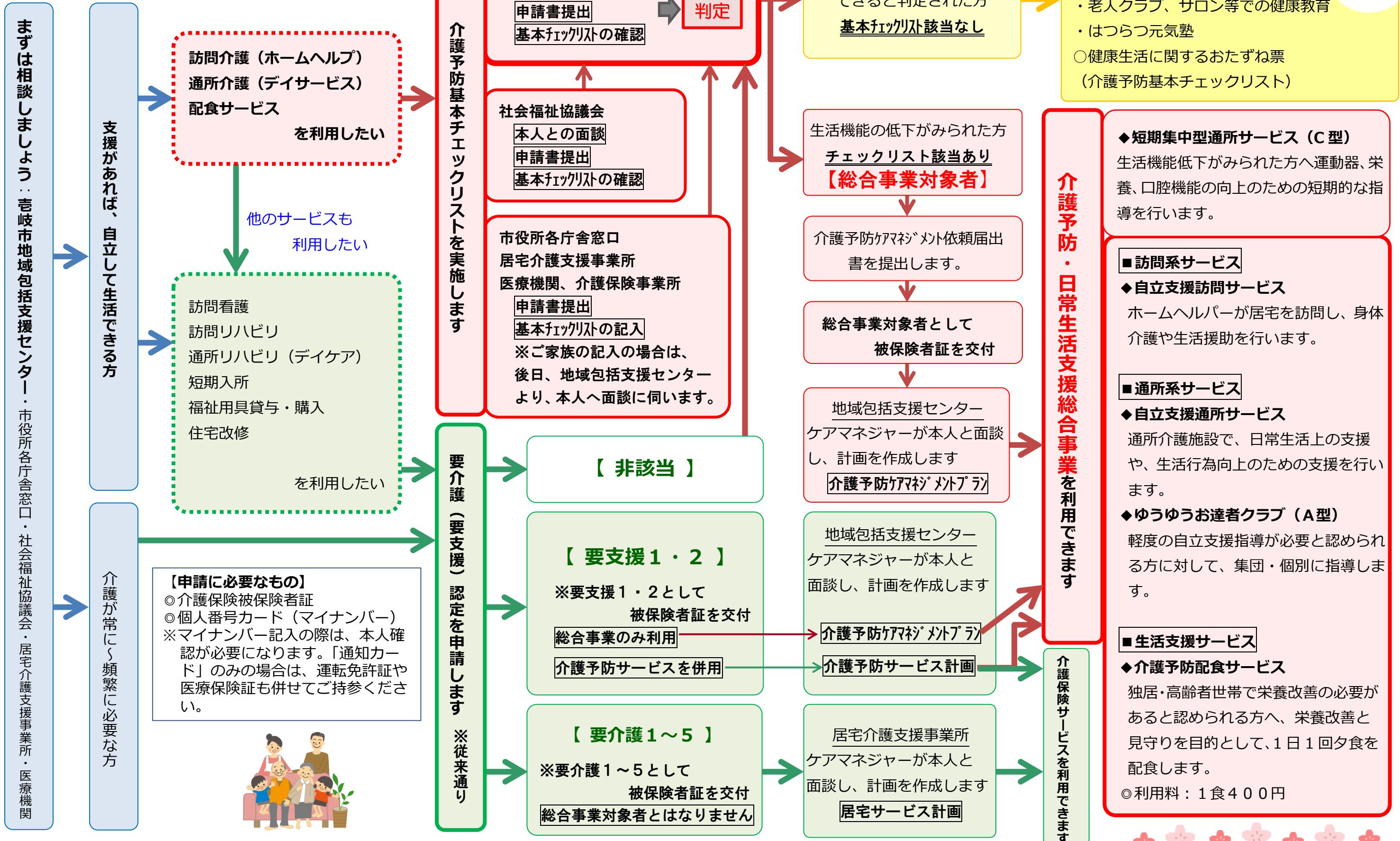


介護予防・日常生活支援総合事業を利用するまでの流れ

◎介護予防基本チェックリストについて：ご本人と面談し、25項目の質問にて、日常生活に必要な機能の低下の有無を確認し、必要なサービスを判定します。



対象：**吉岐市内に住所を有す 65 歳以上の方**
 ※2号被保険者の方が総合事業を利用する際は、必ず要支援認定が必要になります。



サービスの利用者負担について

総合事業によるサービスの利用実績については、訪問系サービスの「自立支援訪問サービス」、通所系サービスの「自立支援通所サービス」及び「ゆうゆうお達者クラブ」についてそれぞれの要支援区分に応じたサービス支給限度額の範囲内に制限されます。原則としてサービスごとに決められた費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）で利用できます。ただし、おもな在宅サービスでは、利用できる上限額（支給限度額）が決められていて、その上限を超えて利用したサービス分は利用者が全額負担することになります。

総合事業対象者の場合	5,032単位 (約50,320円)
要支援1の場合	
要支援2の場合	10,531単位 (約105,310円)

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの内容

■訪問系サービス

1単位 = 10円

◆自立支援訪問サービス ※1回は1時間程度

利用回数	週1回	週2回	週2回を超える（要支援1不可）
利用料	1,172単位/月 (週1回程度の場合)	2,342単位/月 (週2回程度の場合)	3,715単位/月 (週2回を超える場合)
	267単位/回 (月4回以内の場合)	271単位/回 (月8回以内の場合)	286単位/回 (月12回以内の場合)
	1回につき主に短時間(20分未満)の身体介護を伴う場合 月22回まで-166単位/回		

■通所系サービス

注：介護予防給付通所リハビリとの併用はできません。

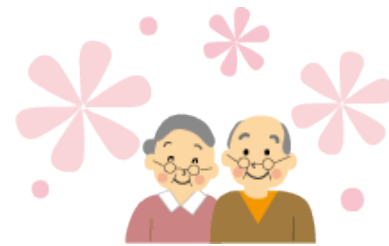
◆自立支援通所サービス

利用回数	週1回	週2回（要支援1不可）
利用料	1,655単位/月 (週1回程度の場合)	3,393単位/月 (週2回程度の場合)
	380単位/回 (月4回以内の場合)	391単位/回 (月8回以内の場合)

◆ゆうゆうお達者クラブ

利用回数	週1回程度	週2回程度
利用料	341単位/回	

★訪問系・通所系サービスともに、上記「利用料」のほか、事業所の状況に応じたサービス利用料の加算及び減算があります。



お問い合わせ先：**吉崎市地域包括支援センター(保険課 介護保険班)**
☎0920-45-1197 吉崎市役所芦辺庁舎内

65歳以上の
すべての方へ



住み慣れた吉岐で、

自分らしい暮らしを

続けていけるように

～吉崎市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内～

「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して、
介護予防に取り組みましょう。

平成28年4月より、吉崎市が実施する介護予防のための事業「吉崎市介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。

この総合事業では、一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスを利用できます。また、これまで介護保険で行っていた要支援1・2の介護予防サービスの一部（訪問介護サービス、通所介護サービス）が総合事業へ移行されます。

住み慣れた地域で自分らしく生活するためにも、総合事業を利用して、積極的に介護予防に取り組みましょう。

☆元気なうちから介護予防☆

一般介護予防事業

■一般介護予防事業

- ◆介護予防普及啓発事業
 - 介護予防教室
老人クラブや高齢者サロン等にて健康教育を行います。
 - はつらつ元気塾（社会福祉協議会委託事業）
市内4会場にて定例で月2回、各種健康教育を行います。
 - はつらつ元気塾出前講座（社会福祉協議会委託事業）
お近くの公民館などへ出張して、はつらつ元気塾を行います。
- ◆介護予防把握事業
 - 「健康生活に関するおたすね票」
日常生活に必要な機能の低下の有無を確認し、機能低下がみられた場合は介護予防のための指導を受けることができます。



介護予防・日常生活支援総合事業

■訪問系サービス

- ◆自立支援訪問サービス
- 通所系サービス
- ◆自立支援通所サービス
- ◆ゆうゆうお達者クラブ
- ◆短期集中型通所サービス

■生活支援サービス

- ◆介護予防配食サービス

吉崎市介護予防・日常生活支援総合事業